○経済産業省環境省告示第五号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月十二日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十七条第一項の規定による登録であって、同法第三十条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に事業所を有する者	令和九年一月二十七日
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第五十条第一項の規定による許可であって、同法第五十二条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第六十三条第一項の規定による許可であって、同法第六十五条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の規定による登録であって、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		
使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の規定による登録であって、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		
使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定による許可であって、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		
使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定による許可であって、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		

○環境省告示第三十八号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月十二日

環境大臣　石原　宏高

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項の規定による土地の掘削の許可であって、同法第五条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間（同条第二項の規定により更新されたものを含む。）が満了するもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内において当該許可に係る工事を行う者	令和九年一月二十七日
温泉法第十一条第一項の規定による増掘又は動力の装置の許可である場合において、同条第二項及び第三項において読み替えて準用する同法第五条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間（同法第十一条第二項及び第三項において読み替えて準用する同法第五条第二項の規定により更新されたものを含む。）が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る工事を行う者	
自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による許可であって、同法第三十二条の規定に基づく条件により、令和九年一月二十六日以前に当該許可に係る行為を行うことができる期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る行為を行う者	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項の規定による許可であって、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第六項の規定による許可であって、同条第七項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項の規定による認定であって、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	特定被災区域内において当該認定に係る施設を設置している者	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による許可であって、同条第二項の	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	